戸籍の書式が変わります

＜これまでの紙戸籍＞…Ｂ４判

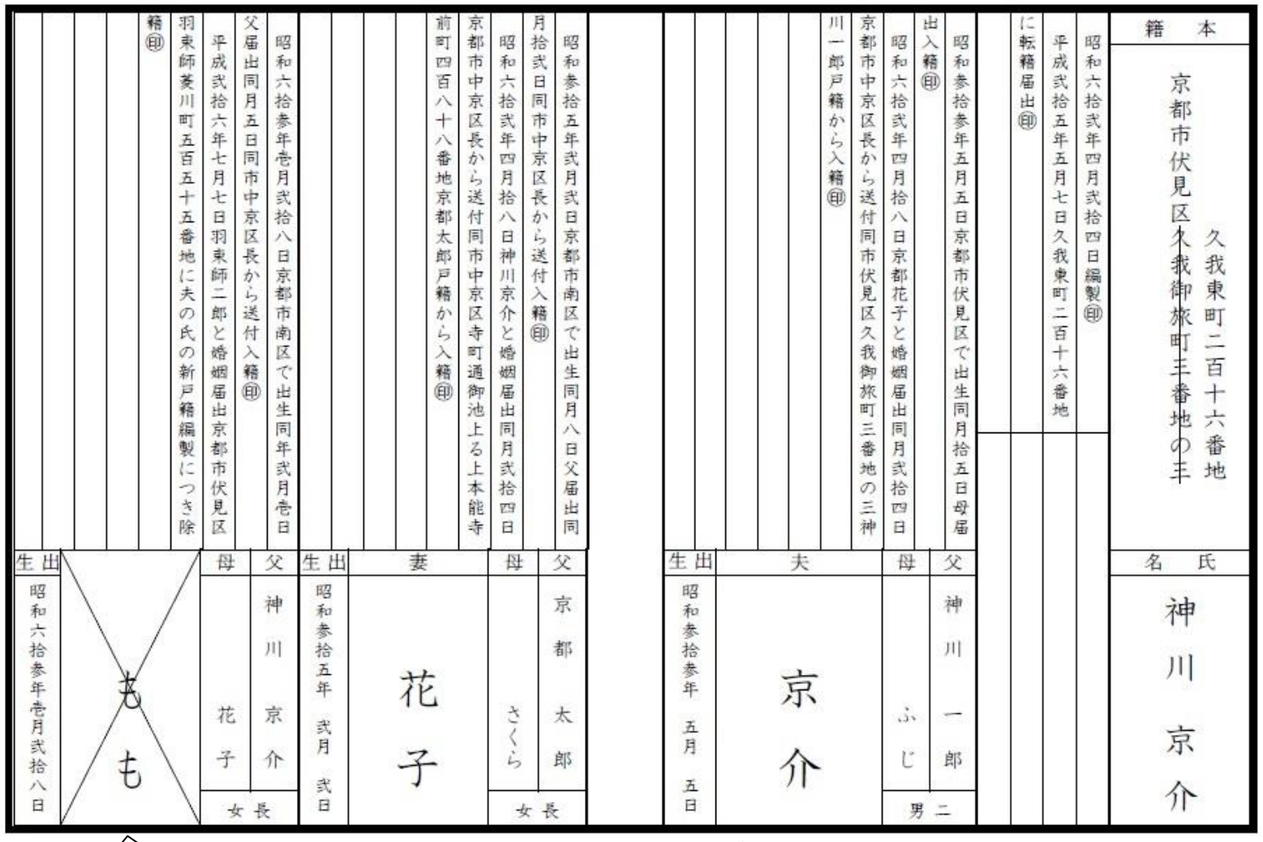

※　作成基準日現在で除籍になっている者は，新しい戸籍には掲載されません。また，新しい戸籍にされる掲載される者についても，出生事項，婚姻関係が継続している場合の婚姻事項などは，引き続き掲載されますが，作成基準日前に，配偶者が死亡しているときや配偶者と離婚しているときの婚姻事項，離婚や離縁に関する事項は記載されません。また，２０歳に到達した者についての親権事項も掲載されません。

※　伏見区の作成基準日は，平成２６年３月１日で実施されました。

※　改製される元の戸籍（「紙戸籍」）は，本籍地の表示の右側に，戸籍を消除する事項が記載され，改製原戸籍　となり，１５０年間保存されます。

※　戸籍の附票も同じように改製されますが，最終住所が国外でない限り，その保存は５年間です。不動産登記など住所の変更手続きを長年されていない場合は，この機会にお早目に変更の手続きをされることをおすすめします。

コンピュータ化後の戸籍では，

①　市区町村名は，必ず都道府県名からとなります。

②　番地に支号がある場合，「○番地の○」は，「○番地○」になります。

③　父母欄は，氏が同じでも氏から記載されます。

＜１０月１４日以降の戸籍に関する証明書＞…Ａ４判

次のものが，これまでの戸籍謄本にあたるものです。

（１の１）　全部事項証明

本籍 氏名	京都府京都市伏見区久我東町２１６番地 神川　京介
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成２６年１０月１１日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者	【名】京介 【生年月日】昭和３３年５月５日　　【配偶者区分】夫 【父】神川一郎 【母】神川ふじ 【続柄】二男
身分事項 出生	【出生日】昭和３３年５月５日 【出生地】京都府京都市伏見区 【届出日】昭和３３年５月１５日 【届出人】母
婚姻	【婚姻日】昭和６２年４月１８日 【配偶者氏名】京都花子 【送付を受けた日】昭和６２年４月２４日 【受理者】京都府京都市中京区長 【従前戸籍】京都府京都市伏見区久我御旅町３番地３　神川一郎
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和３５年２月２日　　【配偶者区分】妻 【父】京都太郎 【母】京都さくら 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和３５年２月２日 【出生地】京都府京都市南区 【届出日】昭和３５年２月８日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和３５年２月１２日 【受理者】京都府京都市中京区長
婚姻	【婚姻日】昭和６２年４月１８日 【配偶者氏名】神川京介 【送付を受けた日】昭和６２年４月２４日 【受理者】京都府京都市中京区長 【従前戸籍】京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地　京都太郎